

～平成30年度新入生の保護者の皆様へ～ 就学を支援する各種制度のご案内

1 制度の種類

兵庫県では、以下の3つの制度があります。

- 1 国の就学支援金
- 2 兵庫県の授業料軽減補助
- 3 奨学給付金

2 対象者の要件(主なもの)

(1) 国の就学支援金

○保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が507,000円未満(平成29年度課税分は市町民税所得割額304,200円未満)の者
※保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に居住している場合は支援を受けられます

(2) 兵庫県の授業料軽減補助

- ①対象生徒が、各年度10月1日時点で対象校に在籍していること
- ②保護者全員が各年度10月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③各年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が257,500円未満の者

※このご案内は、平成30年度に兵庫県内の私立全日制高等学校に入学する新入生の保護者に向けて作成したものです。学年、学校の所在地、課程等によって受けられる制度や金額が異なりますので、それ以外の方はそれぞれの案内をご覧ください。また、翌年度以降の制度は変更になることがあります。

!! 留意事項 !!

☆返済は不要です☆

☆成績要件等はありません☆

☆毎年度申請が必要です☆

(1年生の就学支援金のみ、年2回の申請が必要です)

☆申請しなければ支給されません☆

(3) 奨学給付金

- ①対象生徒が、各年度7月1日時点で対象校に在籍していること
- ②保護者が各年度の7月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③次のいずれかを満たす者
 - ・各年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が0円の者
 - ・各年度の7月1日現在に、生活保護のうち生業扶助を受けている者

3 支給額(年額)

市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額(保護者の合算)(※1)	授業料に対する支援			3奨学給付金(※3)
	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助	合計(※2)	
0円 (年収250万未満程度)	297,000円	100,000円	397,000円	52,600円 ~138,000円
85,500円未満 (年収250万~350万円程度)	237,600円	95,000円	332,600円	—
257,500円未満 (年収350万~590万円程度)	178,200円	54,000円	232,200円	—
507,000円未満 (年収590万~910万円程度)	118,800円	—	118,800円	—

※金額等は平成30年度新入生のものです。在校生とは異なります。
※翌年度以降は変更になることがあります。

※1 支給の判定は市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額で行います。年収は目安です。家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。

必ず市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額を確認ください

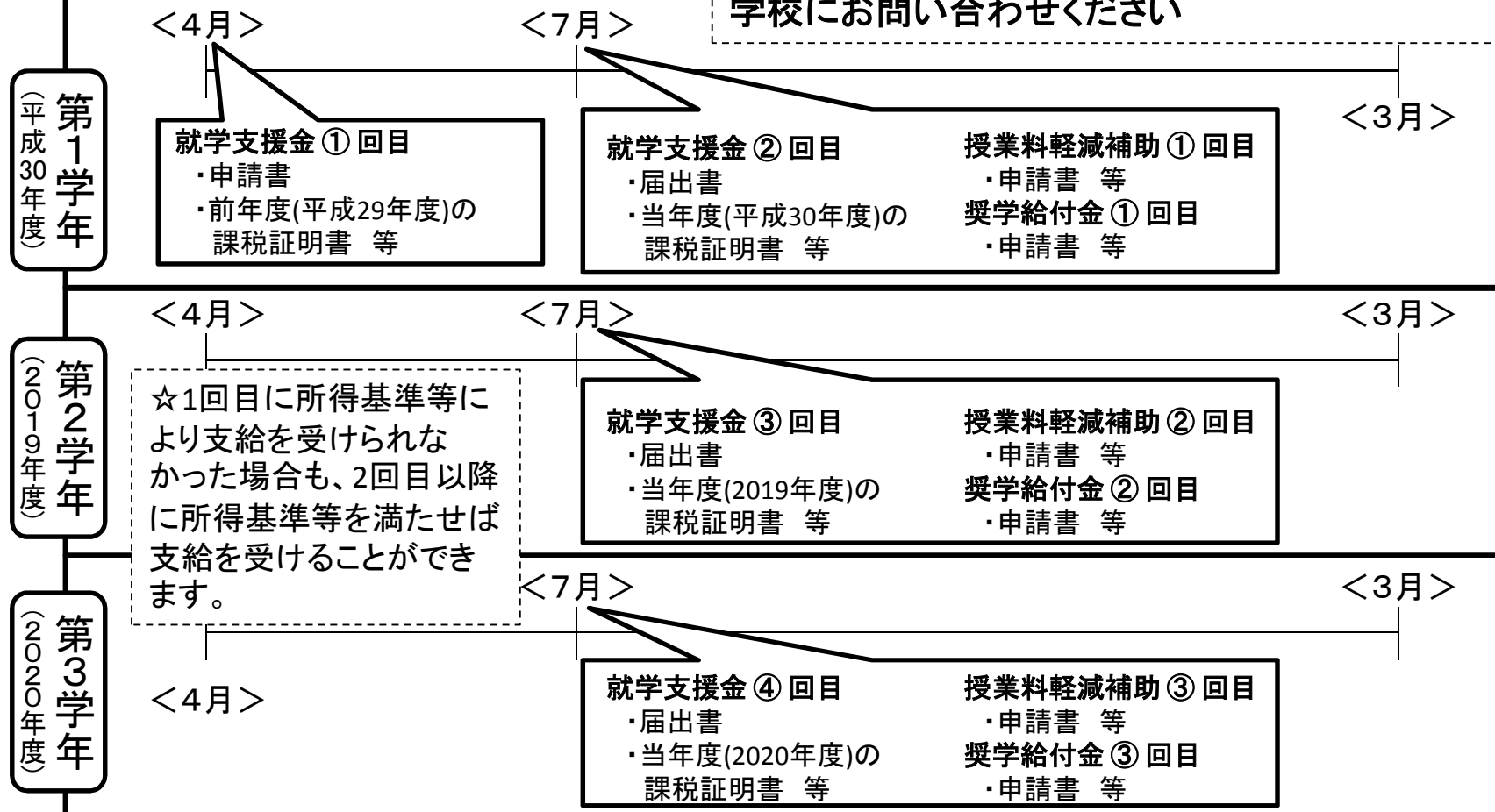
ただし、国の就学支援金の4月~6月分の算定は、平成29年度の市町民税所得割額で判定を行い、市町民税所得割額が304,200円未満であることが支給の要件となります。

※2 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります(年額は支援されません)

※3 奨学給付金給付額		所得区分	給付額
		生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円
市町民税所得割額と県民税所得割額の合算0円	下記以外の場合		89,000円
	①2人目以降の高校生等 ②親権者等に扶養されている、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹(高校生を除く)がいる世帯の高校生等		138,000円

4 申請時期の目安

※該当すると思われる場合で、それぞれの申請時期までに案内が保護者の手元に届かない場合、学校にお問い合わせください



※第2学年以降は目安です。制度や時期が変更になることがあります。変更になる場合は、学校を通じてご案内しますので、学校からのお知らせをよくご確認ください。

※次の場合は、支給額が変更になることがありますので、ただちに学校に申し出てください

- ・生徒の保護者が変更になった場合(養子縁組を伴う再婚、離婚、復縁、死別等)
- ・税額(住民税)の変更があった場合
- ・兵庫県内から県外(又は県外から県内)に転居した場合

5 受給するために必要な手続・書類

(1) 国の就学支援金

①申請手続(4月の入学時)

- (i)申請書(入学先の高校で配布されます)
- (ii)平成29年度の課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(市町民税所得割額が分かるもの)
※原則として、保護者全員分が必要です。
- (iii)その他学校が指定する書類

※次のいずれかに該当する者は申請ができません。

・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業もしくは修了した者

・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。)が通算して36月を超えた者

・保護者の市町民税所得割額が304,200円を超える者(平成30年度課税分以降は、市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が507,000円を超える者)

※(ii)は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。

②届出手続(毎年6月～7月頃)

※継続して支給を受けるために必須です。

- (i)届出書(高校で配布されます)
- (ii)当年度の課税証明書等
- (iii)その他学校が指定する書類

各書類を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

6 実施(支給)方法

支給方法(授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。

(2) 県の授業料軽減補助(毎年7月ごろ)

- ①申請書(高校で配布されます)
- ②当年度の課税証明書等
- ③住民票
- ④その他学校が指定する書類
※既に学校に提出している書類と重複する場合、提出が省略できる場合があります。詳しくは、7月ごろに学校から配布される書類をご確認ください。

(3) 奨学給付金(毎年7月ごろ)

- ①申請書(高校で配布されます)
- ②当年度の課税証明書等又は生活保護受給証明書(生業扶助の受給有無が分かるもの)
- ③住民票
- ④健康保険証
- ⑤その他学校が指定する書類
※既に学校に提出している書類と重複する場合、提出が省略できる場合があります。詳しくは、7月ごろに学校から配布される書類をご確認ください。

偽りその他不正の手段により支給を受けた者は、支給を取り消し、すでに支給を受けた場合は返還を求められるほか、関係法令により罰せられることがあります。

よくある質問①

Q 他の奨学金と合わせて受けることはできますか？

A 可能です。ただし、学校から授業料の減免を受けている場合は、国の就学支援金及び県の授業料軽減補助の合計額は、減免後の授業料が限度額となります。また、併給先の奨学金の規定により制限されている場合がありますので、併給しようとする奨学金の実施団体にも、必ず確認して下さい。

Q 他にどんな制度がありますか？

A 各種団体が実施する、貸与又は給付の奨学金がありますので、生徒が在籍する高校の事務室にお尋ねください。また、お住まいの市町で実施している場合もありますので、お住まいの市区町役場にお尋ねください。

Q 申請を忘れていました。今から申請することはできますか？

A 県の授業料軽減補助及び奨学給付金は、理由の如何に関わらず、申請期限を過ぎた後に申請することはできません。

国の就学支援金は、申請した月又は届け出た翌月から支給となります。気づいた時点でただちに学校に申し出てください。また、遡って申請することができるのは、真にやむを得ない理由(長期にわたる入院、海外出張等)に限ります。対象にならないと思っていた、生徒がお知らせを持ち帰っていなかった、制度を知らなかった等の理由では遡って支給することができませんので、当リーフレット4の申請時期の目安をよくご覧ください。

Q 昨年に比べて今年の収入が大幅に減少します。支援は受けられますか？

A 兵庫県の授業料軽減補助は、転退職(定年退職を除く)、入院等の特別な事情のため家計が急変する場合、当該年の収入見込で支援を判定することができます。申請時に学校にご相談ください(国の就学支援金及び奨学給付金は、市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額のみで判断し、特例はありません)。

また、経済的不況に起因する失業・倒産のため家計が急変する場合は、11月ごろまで申請することができます。発生時点でただちに学校に申し出てください。

Q 生徒の祖父母も同居していますが、課税証明書等の提出は必要ですか？

A 国の就学支援金、県の授業料軽減補助、奨学給付金ともに親権者の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額で判定しますので、祖父母や生徒の兄弟等の課税証明書等は不要です(生徒の親権者が存在しない場合を除きます)。

よくある質問②

Q 親権者の一方が専業主婦(夫)で、配偶者控除を受けていますが、課税証明書は両方必要ですか。

A 原則として必要です。ただし、所得区分に影響がないことが明らかな場合は添付を省略できます。具体的に省略できる基準については、今後申請書類と同時に配布される案内をご確認ください。

Q 親権者2名が別居中です。課税証明書は両方必要ですか？

A 原則として必要です。なお、課税証明書を取得できない真にやむを得ない理由がある場合は学校にご相談ください。親権者が存在するものの、親権者以外に扶養されている場合も同様です。

Q 3月まで海外に居住していたため、課税証明書が発行されません。支給を受けられますか？

A ①国の就学支援金：支給を受けることができます。ただし、市町民税所得割額及び県民税所得割額を確認出来ないため、一律で支給額が年額118,800円の区分になります。

②県の授業料軽減補助：補助を受けられる場合があります。所得が該当しそうな場合、学校にご相談ください。

③奨学給付金：支給を受けることができません。

課税証明書って何？

(市町により形式は異なります)

◆市町民税所得割額及び県民税所得割額は以下の書類で確認できます。

○課税証明書(市区町役場、出張所で発行)

○市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」
(勤務先を通じて配布。6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。)

○住民税納税通知書(自営業の場合に市町から送付)

※源泉徴収票では確認できません。

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をして下さい。

課税証明書 CHECK!!

	住所	所得割額	均等割額
納税義務者	氏名	市民税 0円	0円
		県民税 0円	0円

0円	税額	所得割額	均等割額	年税額
0円		市民税		
0円		県民税		

人該当	扶養該当	扶養該当目	所得控除額	課税標準額	課税標準額
別障害者		控対配		証書特	0千円
その他障害者		老人控対配	0人	土地等事業雑	0千円
年者		同居老親等	0人	分離短期譲渡	0千円
婦		老人扶養		長期譲渡	0千円
別寡婦		特定			0千円
寡婦					0千円
勤労学生					0千円
		同居			0千円
		特別障害			0千円
		その他障害	0人		0千円

均等割は含みません。

16歳未満の被扶養者は、平成23年度以前分については、その他扶養に含まれています。
扶養該当額の*印は該当する事を示します。

地震保険料は、平成19年度以前分について損害保険料と読み替えます。